

要介護認定調査票 特記事項記載ポイント

令和元年9月26日(木)
令和元年度会津若松市要介護認定調査員現任研修会

【1】概況調査

- ▶ 現在受けているサービスの利用状況や施設利用の有無、調査対象者の家族状況、居住環境、日常的に利用する機器・機械の有無等、置かれている環境等の特記すべき事項を具体的に記入します。
- ▶ 「置かれている環境等」を根拠に、二次判定での変更を行うことは認められていませんが、介護認定審査会資料として提供されるので、参考資料として重要です。

【1】概況調査

- ▶ 公平公正で客観的な判断ができるよう、具体的な名称等の記載は避けます
- ▶ 具体的な名称等の記載は「概況調査Ⅳ」のみならず、特記事項の記載の際も同じです
- ▶ 固有名詞の記載は避けてください

3

【1】概況調査

避けてほしい内容	置き換えた内容
会津若松市・坂下町等市町村名	記載しない
他市・町内	遠く、近く
東京都・神奈川県・郡山市	県外・県内
市営住宅・町営住宅・公営住宅	住宅
自営業・商店・工場等仕事内容が限定されるもの	仕事
病院や施設の具体的な名称	施設（施設の種類は記載OK）・病院等
生活保護	記載しない
息子が服役中・息子が自殺・息子が障がい者	記載しない
その他、生年月日や名前など	記載しない

4

【1】概況調査

- ▶ 介護認定審査会委員は、概況調査の内容から、本人の状況をイメージして特記事項を読み込んでいます
- ▶ 次項の内容で特記すべき内容があれば、概況調査Ⅳに記入します

5

【1】概況調査

項目	内容
独居・家族構成	・介護者がいる環境か、介護のサービスが必要か推測できる
病歴、体形、生活でのエピソード	・基本調査には反映されない本人の現在の状況に影響があるものを確認できる ・介護の手間が推測できる
自動車の運転等	・外出の際の手間等を推測できる ・軽度者の参考になる
経管栄養に伴う喀痰吸引等の手間	・単に、経管栄養を実施されている以上に手間がかかる場合等、基本調査に反映されない介護の手間を推測できる
施設・病院等の、入所・入院の時期	・施設に入所している場合は、いつから入所しているか、今後も入所継続が必要かなどの情報提供になる ・入院の場合も、いつから入院し、退院の予定があるか、また今後のサービス利用の必要性などを推測できる

6

【1】概況調査

項目	内容
申請理由 介護・変更申請の理由	今後のサービス等の希望などが意見に反映されやすい 介護・変更申請の場合、介護度の重度・軽度変更の判断材料になる

- ▶ 介護、変更申請の場合以外でも、介護度が前回より大幅に変更になる際にも判断材料になるので、「元気になってサービス利用を減らしても大丈夫」「ADLが低下してサービス量を増やしたい」等**申請の理由を具体的に聞き取って記載**してください

7

【1】概況調査

項目	内容
福祉用具貸与	特に、軽度者における重度変更の際に参考にされることが多いため、記入の際は、具体的な品目を記載する

- ▶ 福祉用具を貸与している際に、具体的な品目を必ず記載してください
- ▶ 自費レンタルの場合も品目を記載するようにしてください

8

【2】 「能力」の項目

【1群】

- | | | |
|--------------|-------------|-------------|
| 1 - 3 寝返り | 1 - 4 起き上がり | 1 - 5 座位保持 |
| 1 - 6 立位保持 | 1 - 7 歩行 | 1 - 8 立ち上がり |
| 1 - 9 片足での立位 | 1 - 12 視力 | 1 - 13 聴力 |

【2群】

- 2 - 3 えん下

【3群】

- | | | |
|-------------|----------------|---------------|
| 3 - 1 意思の伝達 | 3 - 2 毎日の日課の理解 | 3 - 3 生年月日をいう |
| 3 - 4 短期記憶 | 3 - 5 自分の名前をいう | 3 - 6 今の季節を理解 |
| 3 - 7 場所の理解 | | |

【5】

- 5 - 3 日常の意思決定

9

【2】 「能力」の項目

- ▶ 「能力」の項目は、基本調査の選択肢が『できる・できない』の項目です
- ▶ 調査時の「できた・できなかった」で判断しますが、定義に当てはまる動作が日常でも「できるか・できないか」で判断します
- ▶ **「日頃」の判断の仕方に注意が必要です**
- ▶ あくまでも、本人の能力で判断します

10

【2】「能力」の項目 －点検Point－

1－3 寝返り

・「何かにつかまらないで寝返りできるか」の項目

・1－4寝返りと混同した「加重して寝返りする」などの特記は定義と違った判断をしている可能性がある為確認しています

1－4 起き上がり

・自分で起き上がれるかで判断します（介助の方法ではない）

・ベッドアップ等の機能があれば、それらは操作しない状況で判断します

・「起き上がり」を「自分でできるか」が判断できない特記の内容を確認します

11

【2】「能力」の項目 －点検Point－

1－5 座位保持

・10分間の座位保持ができるかどうか判断します

一次判定で
影響の出や
すい項目

・日頃、ソファの背もたれに寄りかかっているも、実際の能力が判断できないので、**背もたれがなくとも座位保持できるか**を確認します

📢 能力の項目の“日頃の状況”の捉え方に注意!!

日常生活の状況で判断するのではなく・・・
日常生活でも、確認動作と同じことができるか
で判断します

12

【2】「能力」の項目 －点検Point－

1－7 歩行

・何かにつかまらなくても歩行できるかを判断します

・環境上の問題で5m歩行できない場合は、環境が整っていたら5m継続して歩行できるかで判断します

・「リハビリ訓練中は、一般的には日頃の状況ではないと考える」と調査上の留意点に記載があるのは、**歩行のみ**です

・介助の方法を記載しがちですが、介助の手間は、2群等の介助の方法の特記事項へ記載します

13

【2】「能力」の項目 －点検Point－

1－8 立ち上がり

・「膝がほぼ直角の状態からの立ち上がりができるか」で判断します

・床からの立ち上がりは定義に含まれないため、**膝がほぼ直角に屈曲している状態から立ち上がれるか**を確認しています

2－3 えん下

・「**飲み込み**」の能力の項目です

・「家族が見守っている」等の記載は、そもそも能力判断してないので、「**飲み込みができるか**」確認しています

⚠ 2－3 えん下の選択肢「見守り等」に惑わされない!!
えん下の選択肢は「**できる**」「**できない**」

14

【2】「能力」の項目 －点検Point－

3－4 短期記憶

一次判定で
影響の出や
すい項目

・面接調査日の調査の直前にしていたことについて、把握しているかどうか

・面接調査直前または当日行ったことについて具体的に答えることができるか

・上記の質問で確認が難しい場合は3つの物を見せて、何があるかを復唱させ、これから3つの物を見えないところにしまい、何がなくなったかを問うので覚えて置くように指示する。5分以上してからこれらの物のうち2つを提示し、提示されていないものについて答えられたかで選択する

・一次判定に影響の出やすい項目のため、前回の選択肢が「1. できる」の選択で、今回は「2. できない」の選択肢になった場合は確認しています

15

【2】「能力」の項目 －点検Point－

調査当日	日頃の状況と頻度	選択肢の例	特記事項記載の注意点
できる	できる	1. できる	・前回は「2. できない」の選択肢だった場合は特記事項記載
できる	できない	1. できる 2. できない	・調査当日と日頃の状況の両方を記載し、頻度で選択したことがわかるように記載 ・前回の選択肢と違う選択肢の場合も特記事項記載
できない	できる	1. できる 2. できない	・前回の選択肢と違う選択肢の場合も特記事項記載
できない	できない	2. できない	・「2. できない」を選択した根拠がわかる特記事項記載 ・前回は「1. できる」の選択肢だった場合は特記事項記載

16

【2】 「能力」の項目

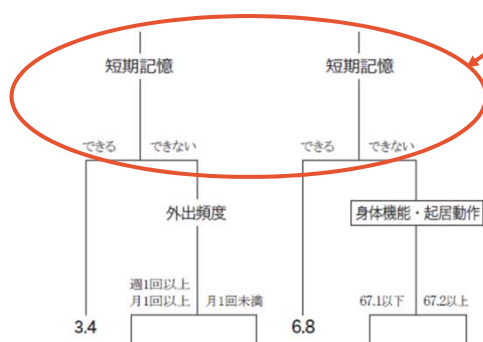
- ▶ 認定調査では、一般的な日本語と、言葉の意味や定義が違うところが、厄介ですね
 - ▶ 例えば・・・
 - 「寝返り」
 - 「立ち上がり」
 - 「歩行」
- 認定調査の際は、それぞれの項目の定義に沿って判断します

17

【2】 「能力」の項目

－一次判定において影響の出やすい項目－

- ▶ 【樹形モデル図1「食事」】を確認



この分岐で、短期記憶の「できる」「できない」の選択肢が影響してきます

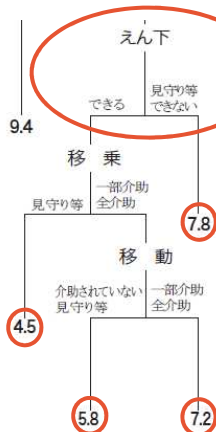
最終的な「食事」の樹形モデルの行為区分の時間に差が出てきます

18

【2】「能力」の項目

－一次判定において影響の出やすい項目－

- ▶ 【樹形モデル図5「間接生活援助」】を確認



軽度者の場合、樹形モデル図の分岐の最後の方で、えん下が「できる」「見守り等」のどちらかを選択することで「間接生活援助」の行為区分時間に差が出てくる可能性があります

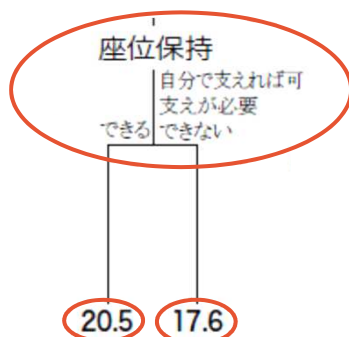
多いと3.3分の差が出る可能性があるため、えん下の「見守り」の選択が定義に当てはまるか確認が必要です

19

【2】「能力」の項目

－一次判定において影響の出やすい項目－

- ▶ 【樹形モデル図3「移動」】を確認



中重度の方に影響が出る場合があります

最終的に、座位保持が「できる」「自分で支えれば可」のどちらを選択するかで、「移動」の樹形モデルの行為区分時間に3分近い差が出る場合があります

“日頃の状況の選択の仕方”に注意が必要です

20

【3】 「介助の方法」 の項目

【1群】

1 - 1 0 洗身 1 - 1 1 爪切り

【2群】

2 - 1 移乗 2 - 2 移動 2 - 4 食事摂取
2 - 5 排尿 2 - 6 排便 2 - 7 口腔清潔
2 - 8 洗顔 2 - 9 整髪 2 - 1 0 上衣の着脱
2 - 1 1 ズボンの着脱

【5群】

5 - 1 薬の内服 5 - 2 金銭管理 5 - 5 買い物
5 - 6 簡単な調理

21

【3】 「介助の方法」 の項目

- ▶ 「介助の方法」の項目は、基本調査の選択肢が『介助されていない・一部介助・全介助』の項目です
- ▶ どのような介助を受けているか、**その介助の手間と方法、頻度を特記事項に記載**します
- ▶ 複数の異なる介助を受けてる場合は、それぞれの介助の方法と頻度を記載し、頻度が多い方の選択肢を選択します

22

【3】「介助の方法」の項目

－点検Point－

2－1 移乗

一次判定で
影響の出や
すい項目

・臀部の移動ができるかで判断するので、**腰かける際の介助の状況では判断できません**

・**自分で歩行できるのに、移乗で2)見守りを選択している場合は、「移乗」ができるかを確認します**

2－2 移動

一次判定で
影響の出や
すい項目

・日常の移動に介助が必要かを判断します

・外出行為は含みませんが、外出時に介助を要する際は特記事項に記載します

23

【3】「介助の方法」の項目

－点検Point－

2－5 排尿

・ここでいう「排尿」とは、「排尿動作」「陰部の清拭」「トイレの水洗」「トイレやポータブルトイレ、尿器等の排尿後の掃除」「オムツ、リハビリパンツ、尿取りパットの交換」「抜去したカテーテルの後始末」の一連の行為のことです

・排泄の一連の行為は自分でやっているのに、パットの後始末は家族が行っているような内容は確認しています

・自分でやっている状況と、家族が介助する状況等、**介助の手間が混在する場合は、頻度の確認**をします

2－7 口腔清潔

・歯ブラシやうがい用のコップの準備や、歯磨き、うがいの行為等、歯磨き等の一連の行為の介助の状況で判断します

・歯磨きをする際の、介助の手間や**頻度**を確認します

24

【3】「介助の方法」の項目

－点検Point－

2-10 上衣の着脱

・上位の着脱の際に、自分で袖を通すなどの着脱行為を行えるか、どの程度介助が必要かを判断します

・「協力動作をしている」のような表現だと、**自分自身で袖を通す行為などが可能かどうか**わからないため確認します

2-11 ズボンの着脱

・ズボンの着脱の際に、自分で足を通したり引き上げる、引き下げるなどの行為を行えるか、どの程度の介助が必要かを判断します

・自分でできる場所は、どの部分か、介助が必要な際にはその**介助の頻度はどの程度か**を確認します

25

【3】「介助の方法」の項目

－「協力動作」って・・・？－

- ▶ 2-10 上衣の着脱 2-11 ズボンの着脱の特記事項に「協力動作」と記載されていることがあります

①「腕を上げたり、足を上げたりできる」

②「衣類を構えてもらえば、自分で手足を通せる」

どちらが、「協力動作」のイメージでしょう？

①の場合、体を動かすのみで自分で着脱の一連の行為が行えない場合は

「全介助」

②の場合は、「協力動作」と書かなくても、具体的な行為が読み取れます

テキストにない表現は使用せず、特記事項記載の際は、**介助の内容等を具体的に記載した方が、介助の内容等が誤解なくストレートに伝わります**

この単語が記載してあると、確認しなくなっちゃう訳

26

【3】「介助の方法」の項目

－「声掛け」の手間の定義－

項目によって「声掛け」の意味合いが違ってきます

項目	「声掛け」の内容	選択肢等
2-5 排尿	定時にトイレに行きましょうと声かけする	見守り等
2-7 口腔清潔	歯磨きをするように声掛けする	介助されていない (介助の定義に入らない)
2-10 上衣の着脱	服を準備したので着てくださいと声掛けしている	介助されていない (介助の定義に入らない)
2-11 ズボンの着脱	常時側で右足を通して、ズボンを上げて等一連の動作の声掛けをしている	見守り等

27

【3】「介助の方法」の項目

－一次判定において影響の出やすい項目－

- ▶ 【樹形モデル図5「間接生活介助」】を確認します



軽度者の場合、「移乗」分岐で分かれる際、**移乗が「介助されていない」「見守り」のどちらを選択するか**で行為区分時間に差が出てきます

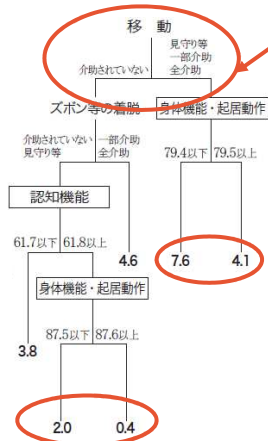
移乗が「見守り」になるだけで、1.3分の差が出ることもあるので、**注意が必要です**

28

【3】「介助の方法」の項目

－一次判定において影響の出やすい項目－

▶ 【樹形モデル図3「移動」】を確認します



ほとんどの軽度者の場合、この分岐に下りてきます
「移動」の項目で分岐が分かれるため、**乗が「介助されていない」と「見守り等」以上では行為区分時間が、多いと7分程度の差が出てしまいます**
特に「見守り」の選択をした際、定義に当てはまるか、特記事項の確認が必要な項目です

【4】「有無」の項目

【1群】

1-1 麻痺 1-2 拘縮

【2群】

2-1 2外出の頻度

【3群】

3-8 徘徊 3-9 外出して戻れない

【4群】

4-1 被害的	4-2 作話	4-3 感情が不安定	4-4 昼夜逆転
4-5 同じ話をする	4-6 大声を出す	4-7 介護抵抗	4-8 落ち着きなし
4-9 一人で出たがる	4-10 収集癖	4-11 物や衣類を壊す	4-12 ひどい物忘れ
4-13 独り言・独り笑い	4-14 自分勝手に行動する	4-15 話がまとまらない	

【5群】

5-4 集団への不適応

【6群】

特別な医療について

【4】「有無」の項目

- ▶ 「有無」の項目は、基本調査の選択肢が『ある・ない』の項目です（1-1麻痺・1-2拘縮の項目と、2-1 2の外出の頻度については、それぞれの選択肢に応じて選択します）
- ▶ 麻痺・拘縮があるかないか、実際に行ってもらい選択します
- ▶ 実際に行ってもらえなかった場合は、できなかった理由と日頃の状況から麻痺・拘縮の状況を判断します
- ▶ BPSD関連は行動障害が発生しているかどうか、その頻度で選択します
- ▶ 頻度は具体的に聞き取り記載します。また、選択肢に介助の手間を反映できないので、特記事項に手間の状況をプラスαで記載します

31

【4】「有無」の項目

－点検Point－

1-1 麻痺

・介護の手間の状況をより詳しく審査会委員に伝えるために、麻痺の状況を具体的に記載します

一次判定で
影響の出やすい項目

・「上下肢麻痺している」だけでは、どの程度の麻痺かわからないので、**麻痺の具体的な状況**を確認しています

1-2 拘縮

・どの部位が、どのように拘縮しているのか具体的に記載します

一次判定で
影響の出やすい項目

・「拘縮している」だけでは拘縮の程度がわからないため**拘縮の具体的な状況**を確認しています

・特に股関節は、両膝の間が25cm開くかで判断するので、片足だけ外転できて25cm以上開けば拘縮は「なし」と判断するため**股関節の拘縮の具体的な状況**を確認しています

32

【4】「有無」の項目 －点検Point－

- | | |
|-------------|---|
| 4群 BPSD関連項目 | <ul style="list-style-type: none">・その行動障害があったか、なかったかという事実で評価し、どのくらいの頻度で発生するかで、選択肢を選択します・特記事項に記載された行動障害が定義に当てはまる内容かを確認します・行動障害が発生する具体的な頻度が記載してあるか、確認します・選択肢を選択する根拠には影響しませんが、その行動によって、「手間が発生している」か「発生していないか」がわかる特記事項かを確認します |
|-------------|---|

↪テキストの定義が全てです。細かなルールは設けていませんが、「定義に該当する行動障害か判断しにくい」「頻度が記載されていない」「手間の記載がない」等の場合は確認します

33

【4】「有無」の項目 －調査項目の定義、調査上の留意点の確認－

- | | |
|--------------------------|---|
| 4-3 泣いたり、笑ったりして感情が不安定になる | <ul style="list-style-type: none">・悲しみや不安などにより涙ぐむ、感情的にうめくなどの状況が不自然なほど持続したり、あるいはそぐわない場面や状況で突然笑い出す、怒り出す等、場面や目的からみて不適切な行動のこと・元々の感情の起伏が大きい等ではなく、場面や目的からみて不適切な行動があるかどうかで選択します |
| 4-7 介護に抵抗する | <ul style="list-style-type: none">・「介護に抵抗する」行動の頻度を評価する項目・単に、助言しても従わない場合（言っても従わない場合）は含まない |

34

【4】「有無」の項目

－調査項目の定義、調査上の留意点の確認－

4-8 「家に帰る」
等と言いつち着きがない

・施設等で「家に帰る」と言ったり、自宅にいても自分の家であることがわからず「家に帰る」等と言いつち着きがない行動のこと

・「家に帰りたい」という意思表示と着きがない状態の両方がある場合のみ該当する

・単に「家に帰りたい」と言うだけで、状態が着きしている場合は含まない

35

【4】「有無」の項目

－調査項目の定義、調査上の留意点の確認－

・4-12 ひどい物
忘れ

・認知症の有無や知的レベルは問わない

・この物忘れによって、何らかの行動が起きているか、周囲の者が何らかの対応をとらなければならないような状況などをいう

・電話の伝言をし忘れるといったような、単なる物忘れは含まない

・周囲の者が何らかの対応をとらなければならない状況については、実際に対応がとられているかどうかは選択基準に含まれないが、具体的な対応の状況について特記事項に記載する

・ひどい物忘れがあっても、それに起因する行動が起きていない場合や、周囲の者が何らかの対応をとる必要がない場合は、「1. ない」を選択する

36

【4】「有無」の項目

－調査項目の定義、調査上の留意点の確認－

・4-14 自分勝手に行動する

・明らかに周囲の状況に合致しない自分勝手な行動をすること

・いわゆる、性格的に「身勝手」「自己中心的」等のことではなく、**場面や目的からみて不適当な行動があるかどうか**で選択する

・4-15 話がまとまらず、会話にならない

・話の内容に一貫性がない、話題を次々と変える、質問に対して全く無関係な話が続く等、**会話が成立しない行動のこと**

・いわゆる、もともとの性格や生活習慣等の理由から、**会話が得意ではない（話下手）等**のことではなく、**明らかに周囲の状況に合致しない行動のこと**である

37

【4】「有無」の項目

－BPSD関連項目は一次判定に影響の出やすい項目？？？－

- ▶ 「**BPSD関連行為**」の樹形モデル図は、実は、時間の差が出にくい行為区分になっています※【樹形モデル図8「医療関連行為」】参照
- ▶ そのため、どこかの項目にどうにかして当てはめようとするより、審査会委員に伝わるように「**どのような行動がみられ**」、「**その頻度がどのくらいあり**」、その行動によって「**介護の手間がかかっているか、かかっているか**」を、**特記事項に記載**するようにします
- ▶ 特記事項に記載された介護の手間の状況が二次判定において「**重度変更**」「**軽度変更**」する際の根拠になり得ます

38